

岩手県企業局管理規程第 20 号

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県企業局長 岩 淵 良 昭

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

企業局企業職員給与規程（昭和 43 年岩手県企業局管理規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																														
<p>(給与)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき育児休業の承認を受けて育児休業をした職員の給与等については、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年岩手県条例第 7 号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>(級別職務区分)</p> <p>第 3 条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="8">行政職給料表に定める級別職務区分</th> </tr> <tr> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> <th>7 級</th> <th>8 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td colspan="3">[略]</td> <td>主任 主査 <u>主任</u></td> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td colspan="3"></td> <td>次長 課長 主任 主査 <u>主任</u></td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> <td>[略]</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	区 分	行政職給料表に定める級別職務区分								1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	本庁	[略]			主任 主査 <u>主任</u>	[略]					事業所				次長 課長 主任 主査 <u>主任</u>										[略]						<p>(給与)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき育児休業の承認を受けて育児休業をした職員<u>及び同法第 10 条第 1 項の規定に基づき育児短時間勤務の承認を受けて育児短時間勤務をした職員</u>の給与等については、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年岩手県条例第 7 号）の適用を受ける者の例による。</p> <p><u>3 地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をした職員の給与等については、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 19 年岩手県条例第 65 号）の適用を受ける者の例による。</u></p> <p>(級別職務区分)</p> <p>第 3 条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="8">行政職給料表に定める級別職務区分</th> </tr> <tr> <th>1 級</th> <th>2 級</th> <th>3 級</th> <th>4 級</th> <th>5 級</th> <th>6 級</th> <th>7 級</th> <th>8 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td colspan="3">[略]</td> <td>主任 主査 <u>主査</u></td> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td colspan="3"></td> <td>次長 課長 主任 主査 <u>主査</u></td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"></td> <td>[略]</td> <td colspan="5"></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 [略]</p>	区 分	行政職給料表に定める級別職務区分								1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	本庁	[略]			主任 主査 <u>主査</u>	[略]					事業所				次長 課長 主任 主査 <u>主査</u>										[略]					
区 分		行政職給料表に定める級別職務区分																																																																																													
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級																																																																																							
本庁	[略]			主任 主査 <u>主任</u>	[略]																																																																																										
事業所				次長 課長 主任 主査 <u>主任</u>																																																																																											
				[略]																																																																																											
区 分	行政職給料表に定める級別職務区分																																																																																														
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級																																																																																							
本庁	[略]			主任 主査 <u>主査</u>	[略]																																																																																										
事業所				次長 課長 主任 主査 <u>主査</u>																																																																																											
				[略]																																																																																											
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																																																															
附 則																																																																																															
この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。																																																																																															